平成２１年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市大津町５丁目３番22号　ゼフィール新大津102
債務者　山本　リヱ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ５番１―207号
債務者　菱沼　英夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１６９号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1403番地の５
債務者　小峰　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目２番地２　明香ビル603
債務者　加藤　和代
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１８０号
神奈川県横須賀市長沢２丁目26番１―Ｃ605号
債務者　益田　亮弘
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１８１号
神奈川県横須賀市長沢２丁目26番１―Ｃ605号
債務者　益田　望美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市野比２丁目７番８号
債務者　永塚　泰路
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４１２号
川崎市麻生区高石２丁目35番１―105号
債務者　鈴木亜紀子（旧姓丸内）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　公団14―505
債務者　吉邑奈月貴
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１号
奈良県大和郡山市小泉町604番地14
債務者　濱川　初美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５号
奈良県天理市富堂町140番地１の１
債務者　池田千代子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９１号
奈良県桜井市三輪590―２　グリーンハイツ２階201号室、住民票上の住所奈良県桜井市大字三輪460番地の８
債務者　辻　　恵子（旧姓忠岡）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
奈良県生駒郡平群町大字福貴1049番地の４
債務者　細川　忠臣
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４１１号
奈良県天理市櫟本町3072番地２
債務者　丸谷　悦朗
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２２０号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ32―106
債務者　和佐美知子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第７４２号
和歌山県海南市鳥居401番地１
債務者　末永　雄次
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２７４号
和歌山市納定51―10　ビルロート２階203号室、住民票上の住所和歌山市木ノ本53番地の５
債務者　窪井　真一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２７５号
和歌山市納定51―10　ビルロート２階203号室、住民票上の住所和歌山市木ノ本53番地の５
債務者　窪井　里佳
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係